

みんなの力で
お互いを支える

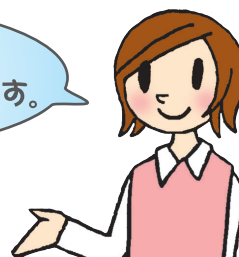
全米販の 火災共済(普通火災)

地震特約
おすすめします!



全米販火災共済(普通火災)のあらまし

小さな掛金で
大きな安心をお届けします。



「共済の対象となるものは…」

●建物

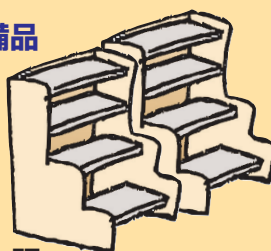
住宅・店舗・
店舗兼住宅・
精米工場・
倉庫等



共済金額の上限
6,000万円

●家具什器備品

家財・
什器備品



共済金額の上限
2,200万円

●商品

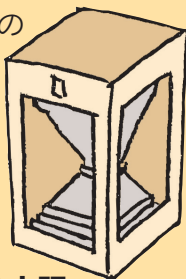
米・食料品・雑貨・灯油・
たばこ等



共済金額の上限
2億円

●機械設備

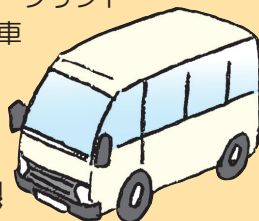
店舗・店舗兼住宅・
精米工場内の
機械設備



共済金額の上限
1,000万円

●車両

自動車・フォークリフト・
原動機付自転車



共済金額の上限
200万円

●共済の対象とならないもの

※家具什器備品及び商品のうち有価証券、通貨、切手類等、動植物、貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物、その他美術品。

※空家、別荘およびその建物内の家具什器備品などの収容物。



安心が広がります。
あこやかな暮らしの
いざという時に！

再築・再購入価額を基準として
お支払いします。

罹災物件の減価償却は関係なく、再築・再購入価額を基準として共済金をお支払い致します。

「補償内容は…」



こんな時に
お支払いします。

1. 火災

火災による損害。消火活動による水濡れ、破損を含む。



2. 落雷

落雷による損害。



3. 破裂・爆発

ガス、火薬等の爆発による損害。
※ただし、水道管・水管の破裂または爆発を除く。



4. 航空機の墜落

航空機の墜落、または、航空機からの物体の落下による損害。



5. 車両の飛込み

第三者の車両の飛込み、または建物の外部からの物体の落下等による損害。



6. 騒じょう

騒じょう、集団行為等による暴力行為、神輿の暴れ込み等による損害。



7. 盗難

空巢、窃盗、強盗による建物、家財、商品の損害。



8. 風水雪ひょう害

風災・水災・雪災・ひょう災による損害。



9. 地震

地震（噴火、津波を含む）による損害。



こんな共済金も
プラスされます

- ①火災等臨時費用共済金
- ②傷害共済金

店舗休業特約

火災等、万が一の事故により店舗が休業した間の営業損失（粗利益）を補償する特約です。



地震特約

地震（噴火、津波を含む）に起因する半損以上の損害に対して共済金をお支払いする特約です。



万一のときの“共済金”お支払い基準

建物、家具什器備品、機械設備、車両

1. 火災
2. 落雷
3. 破裂・爆発
4. 航空機の墜落
5. 車両の飛込み
建物外部からの物体の落下等
6. 騒じょう
7. 盗難

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済の対象の評価額}}$$

- 注：●全損の場合は共済金額をお支払いします。分損の場合は共済金額または損害額のいずれか低い額が限度です。
- 評価額とは同等（構造・質・用途・規模・能力等）のものを新しく建築、購入するために必要な金額をいい、全米販が定めた金額です。（5ページ「表1・表2」を参照して下さい。）
 - 5.「車両の飛込み」の事故で第三者から賠償金を取得したときは、損害額から取得賠償金額を控除します。
 - 7.「盗難」による家財の損害については損害額が5,000円以上の場合にお支払いの対象とします。家財の損害額は1品・1組につき10万円を限度とします。

8. 風水雪ひょう害（20万円以上の損害の場合） ただし、損害額を限度とします。

- ①全 損（損害割合 70%以上）……共済金額 × 20%（500万円限度）
- ②半 損（損害割合 30%以上）……共済金額 × 10%（250万円限度）
- ③一部損（損害額 100万円以上）……共済金額 × 4%（100万円限度）
（損害額 50万円以上100万円未満）…共済金額 × 2%（50万円限度）
（損害額 20万円以上50万円未満）…共済金額 × 1%（25万円限度）
- ④損害額が 20万円未満の床上浸水の場合…共済金額 × 1%（損害額を限度）

注：雪どけによる水漏れ損害並びに凍結による排水管の破損及び当該破損に起因する水漏れ損害は対象となりません。

※ 共済の対象である「車両」は1～4.5（第三者の車両の衝突による火災に限る）、6.8.9の損害についてのみ支払いの対象とします。

※ 損害割合とは損害額の物件評価額に対する割合をいいます。

9. 地震（噴火、津波を含む）

- ①全損（損害割合70%以上）
……………共済金額 × 10%
- ②半損（損害割合20%以上70%未満）
……………共済金額 × 5%
- ③一部損（損害割合3%以上20%未満）
……………1万円

注：1回の地震等による全体（全損、半損、一部損）の共済金総額は3,600万円を限度とし、これを超える場合は3,600万円を按分します。地震等に起因して発生した火災（延焼拡大した火災を含む。）は地震による損害とします。

損害共済金に加え、次の共済金をお支払いします

■傷害共済金

損害共済金が支払われる場合、個人契約は被共済者（同居の親族を含む）またはその従業員、法人契約は役員またはその従業員が死亡、傷害を受けた場合に、次の額を傷害共済金として支払います。（1回の事故につき総額50万円を限度とします）

- (1) 30日以内の死亡……共済金額 × 10%
- (2) 重度の後遺障害 ……共済金額 × 5%
- (3) 全治1ヵ月以上の傷害 ……共済金額 × 2%

■火災等臨時費用共済金

1～6または商品「輸送途上」の事故による損害共済金が支払われる場合に、次の金額の火災等臨時費用共済金を支払います。

- (1) 建物 …… 損害共済金支払い額の6%
- (2) 建物以外 …… 損害共済金支払い額の2%

※ (1)(2)合計で400万円が限度となります。

見舞品をお贈りします。

■近火見舞品

●共済の対象（普通火災共済基本契約加入口数合計 100口以上）から半径50m以内で火災が発生し、直接、被害がなかった場合に**近火見舞品**をお贈りします。

■床下浸水見舞品

●建物（普通火災共済基本契約加入口数100口以上）が床下浸水した場合に**床下浸水見舞品**をお贈りします。

商品

- 1. 火災
- 2. 落雷
- 3. 破裂・爆発
- 4. 航空機の墜落
- 5. 車両の飛込み
建物外部からの
物体の落下等
- 6. 騒じょう
- 7. 盗難
- 8. 風水雪ひょう害

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{罹災時の在庫高評価額}}$$

注：●全損の場合は共済金額を限度として実損害をお支払いします。分損の場合は共済金額または損害額のいずれか低い額が限度です。

- 罹災時の在庫高評価額は、罹災時に在庫にあった全ての商品の合計額とし、その金額は当該商品を仕入れたときの原価で算出するものとします。
- 5.「車両の飛込み」の事故で第三者から賠償金を取得したときは、損害額から取得賠償金額を控除します。
- 6.「騒じょう」の共済金は、1回の事故につき2,000万円を限度とします。
- 7.「盗難」による共済金は、1品・1組につき10万円を限度とします。共済金は、上記算式で求めた額から3万円を控除します。共済金は、1回の事故につき2,000万円を限度とします。
- 8.「風水雪ひょう害」の共済金は、1回の事故につき2,000万円を限度とします。1回の風水雪ひょう害（72時間以内）の共済金の総額は2億円を限度とし、これを超える場合は2億円を按分します。
- 「輸送途上」の事故による損害も共済金支払の対象とします。ただし、共済金は1回の事故につき1,000万円を限度とし、3万円を控除してお支払いします。

商品で共済金をお支払いできない場合

- 保管中、加工中の紛失、その他原因不明の数量不足（万引きを含みます）
- 間接損害（納入遅延による違約金や逸失利益など）
- 貨物の自然の消耗、性質（例えば外来性、偶然性の無い腐敗、変色など）・欠陥
- 荷造りの不完全、運送の遅延等

9. 地震 (噴火、津波を含む)

- ①全損（損害割合70%以上）
.....共済金額 × 10%
- ②半損（損害割合20%以上70%未満）
.....共済金額 × 5%
- ③一部損（損害割合3%以上20%未満）
.....1万円

注：1回の地震による全体（全損、半損、一部損）の共済金総額は、3,600万円を限度とし、これを超える場合は3,600万円を按分します。地震等に起因して発生した火災（延焼拡大した火災を含む。）は地震による損害とします。

※被災商品の全部もしくは一部を処分した結果、処分益が生じた場合はその金額を損害額から控除します。

こんな場合は共済金をお支払いできません。

- 他の損保・共済に同じ様な契約がある場合、共済金が減額される場合があります。
- 損害共済金が共済金額全額支払われた場合、その契約は事故が発生した時点で終了となります。
- 事故の内容によっては、事実や状況等の確認をするために事故現場を調査させていただくことがあります。
- 個人が受け取る共済金は非課税です。

- 共済契約者または被共済者（同居の親族を含む。これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失もしくは法令違反による損害
- 戦争、暴動、核燃料物質による損害
- 共済契約者または被共済者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突、接触による損害
- 業務に使用する什器類（レジスター、パソコン等）、自販機、機械、車両の盗難による損害
- 家具什器備品、商品が屋外にある間の盗難による損害
- 火災等の災害を受けた際の紛失、盗難による損害
- 加入時、申込書の記載事項について正しいことを告げなかったとき
- 被共済者が事故発生日から3年間共済金の支払請求をしなかったとき

共済掛金や加入方法のくわしいご説明

表 1 建物の評価額…… 次の単価額 (m²あたり) でご加入ください。

構造名	住宅物件 (専用住宅)		一般物件 (店舗・店舗兼住宅等)		倉庫物件 (独立した倉庫)
鉄筋コンクリート	A	19 万円	E	19 万円	13 万円
鉄骨造	B		F	15 万円	11 万円
木造モルタル塗	C	14 万円	G	14 万円	10 万円
木造	D		H		

表 2 家具什器備品…… 家財は次の額を目安としてご加入ください。
世帯主の年齢と家族構成を参考にご加入ください。

世帯主年齢	家族構成				
	単 身	2 人	3 人	4 人	5 人
25歳前後	300 万円	500 万円	600 万円	700 万円	800 万円
30歳代	500 万円	1,000 万円	1,100 万円	1,200 万円	1,300 万円
40歳代	600 万円	1,200 万円	1,300 万円	1,400 万円	1,500 万円
50歳以上	700 万円	1,400 万円	1,400 万円	1,500 万円	1,600 万円

表 3 共済掛金…… 共済金額10万円 (1 口) あたりの年間共済掛金単価です。

対象物件	構造名	住宅物件 (専用住宅)		一般物件 (店舗・店舗兼住宅等) 倉庫物件		特殊物件
建物 独立付属設備 家具什器備品 商品 機械設備	鉄筋コンクリート	A	45円	E	45円	470円
	鉄骨造	B		F	130円	
	木造モルタル塗	C	90円	G	140円	
	木造	D	160円	H	210円	
車両				210円		

※特殊物件とは次のものをいいます。

- 火気および動力を使用する建物
- 引火・爆発・易燃物を収容する建物
- LPG 充填・料理飲食店・ホテル・旅館の施設 等

■構造名に該当する主な構造は次のとおりです

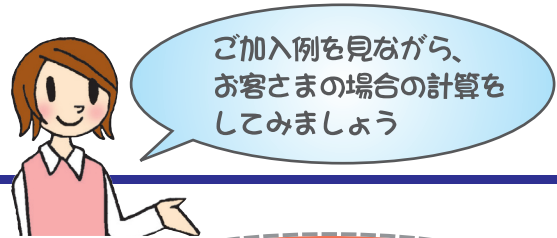
構造名	該当する構造
鉄筋コンクリート	主構造のすべてが鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造 (土蔵造を含む)
鉄骨造	柱のすべてが鉄骨造 (裸鉄骨、耐火被覆鉄骨)
木造モルタル塗	柱が木骨で外壁がモルタル塗り、金属板、トタン、しっくい塗り、スレート、タイル、レンガ造、サイディング、石造、コンクリート、新建材等で下記木造以外の構造
木造	柱が木骨で外壁が木板張 または合成樹脂板 (プラスチック) 張

※建物の構造の考え方

原則、構造を判定するための要素としては主構造 (柱、はり等)、外壁により判定し、屋根は判定の要素としません。

※主構造 (柱、はり等) または外壁が2つ以上の構造で構成されている場合は、耐火性能が劣る方の構造区分を適用します。

※本建物から独立した看板、ネオンサイン装置、無線用アンテナ塔は別途加入いただきます。加入される場合は建物と同一の構造とします。



ご加入例 ご主人(世帯主) 40歳・3人家族
木造モルタル純住宅延べ 100m²

■建物の必要補償額・加入口数は…
建物の構造は？ 建物の延床面積は？
表1のC
14 万円 × 100 m² = ① 1,400 万円
① 1,400 万円 ÷ 10 万円 = ② 140 口

■家財の必要補償額・加入口数は…
世帯人数は？ 3 人
世帯主の年齢は？ 40 歳
表2
1,300 万円 = ③ 1,300 万円
③ 1,300 万円 ÷ 10 万円 = ④ 130 口

■年間共済掛金は…
(1) 建物 表3のC
② 140 口 × 90 円 = ⑤ 12,600 円
(2) 家財 表3のC
④ 130 口 × 90 円 = ⑥ 11,700 円
(3) 合計
⑤ 12,600 円 + ⑥ 11,700 円 = 24,300 円

お客様の場合は…

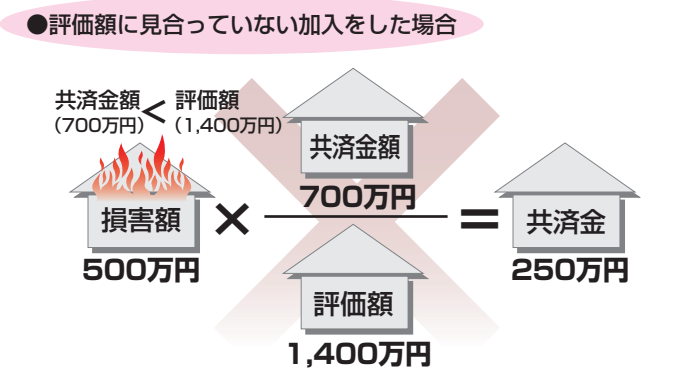
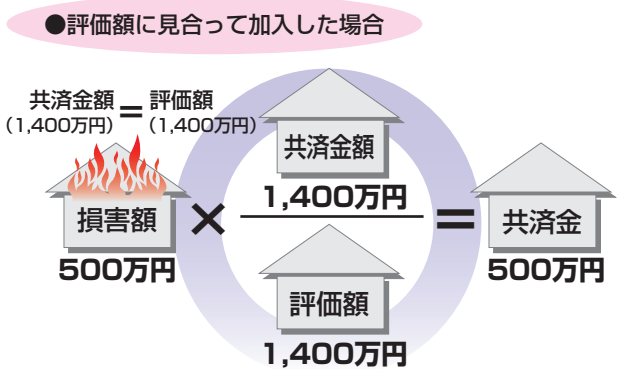
■建物の必要補償額・加入口数は…
建物の構造は？ 建物の延床面積は？
表1の
 万円 × m² = ① 万円
① 万円 ÷ 10 万円 = ② 口

■家財の必要補償額・加入口数は…
世帯人数は？ 人
世帯主の年齢は？ 歳
表2
 万円 = ③ 万円
③ 万円 ÷ 10 万円 = ④ 口

■年間共済掛金は…
(1) 建物 表3の
② 口 × 円 = ⑤ 円
(2) 家財 表3の
④ 口 × 円 = ⑥ 円
(3) 合計
⑤ 円 + ⑥ 円 = 円

※各物件は、1申込書につき10口以上加入してください。※共済掛金のお支払いには便利な「口座振替」をご利用ください。

●評価額に見合ったご加入をお勧めします。 ※例えば、評価額1,400万円の建物に500万円の損害(分損)があった場合



いざというときに、
十分な補償が得られ、掛金が100%生かされます。

いざというときに、
せっかくの掛金が100%生かされません。

地震特約のご案内

世界有数の地震国である日本では、いつ、どこで大地震が起っても不思議ではありません。全米販の普通火災共済ご加入者様には、地震による損害の補償をより充実させた「地震特約」も併せてご加入頂くことをお勧めいたします。

- **ご加入方法は……** 普通火災共済のご契約(基本契約)に付帯してご加入頂けます。
*普通火災共済の契約期間の途中からでも地震特約を付帯することができます。
- **ご加入いただける物件は…** 建物及び家具什器備品に限ります。
また、住宅物件、一般物件、倉庫物件いずれもご加入頂けます。
- **補償対象となる事故は…** 地震(噴火、津波を含む)に起因する半損以上の損害に対して共済金をお支払します。
(お支払い例) ●地震(噴火)による火災が発生し、建物(家具什器備品)が焼失した
●地震(噴火)により建物(家具什器備品)が倒壊した
●津波により建物(家具什器備品)が流失した
- **共済金額の上限は……** 建物、家具什器備品それぞれの基本契約共済金額の50%以内となります。
*建物30百万円、独立付属設備12.5百万円、家具什器備品11百万円が共済金額の上限となります。
- **共済金お支払基準は……**

損害の程度	特約共済金支払基準
全損(損害割合70%以上)	特約共済金額
半損(損害割合20%以上70%未満)	特約共済金額×1/2 ただし、損害額を限度とします。

(注1) 損害割合20%未満の損害については、対象となりません。
(注2) 1回の地震による全体の共済金総額は10億円を限度とし、これを超える場合は10億円を按分します。
(注3) 地震等に起因して発生した火災による損害は地震による損害とします。
(注4) 普通火災共済基本契約の損害共済金も別途お支払します。
- **共済掛金は……** 普通火災共済の構造別共済掛金に準じます。
*地震特約の共済掛金は、地震保険料控除の対象となりません。

「万一、災害にあったら」

速やかに共済金をお支払いできるように、直ちに取扱窓口または全米販までご連絡ください。



●企業の経営・ご家族の暮らしをお守りする多彩な共済

生命共済

死亡や後遺障害、ケガによる入院など万一の際ご家族の生活をバックアップします。最高1,400万円保障。

業務災害共済

商品を配達中、工場内で作業中等、業務に携わっているときの事故による死亡、後遺障害または入院・通院を補償。

PL共済

精米・炊飯・販売した商品の欠陥が原因で他人の身体や物に損害を与えた賠償責任を補償。

医療保障共済

ケガや病気による入院・手術に備えるための共済。入院初日から最高180日(通算1,000日)の保障期間で、1日最高10,000円の共済金。

お問い合わせ先

取扱窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL.03-4334-2140 FAX.03-4334-2147

0120-229-579 フリーダイヤルの受付時間
月～金(除、祝日)AM10:00～12:00-PM1:00～4:00